## 遺産分割協議書

令和4年6月20日、〇〇市〇〇町〇番地 法務太郎 の死亡によって開始した相続の共同相続 人である法務花子、法務一郎及び法務温子は、本日、その相続財産について、次のとおり遺産 分割の協議を行った。

相続財産のうち、下記の不動産は、法務一郎が相続する。

この協議を証するため、本協議書を3通作成して、それぞれに署名、押印し、各自1通を保有するものとする。

## 令和4年7月1日

〇〇市〇〇町二丁目12番地法務花子 実印〇〇郡〇〇町〇〇34番地法務一郎 実印〇〇市〇〇町三丁目45番6号法務温子 実印

記

## 不動産

所 在 〇〇市〇〇町一丁目

地 番 23番

地 目宅地

地 積 123・45平方メートル

所 在 〇〇市〇〇町一丁目23番地

家屋番号 23番

種 類 居宅

構 造 木造かわらぶき2階建

床 面 積 1階 43・00平方メートル

2階 21・34平方メートル